

魅力あるまちづくりを目指して

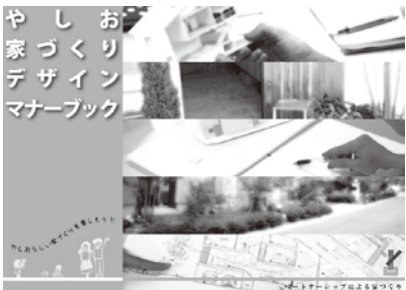
市では、地域の特性を生かした八潮らしいまちづくりを進めるため、やしお家づくりデザインマナーブックおよび農づくりマナーブックを発行しています。

問都市デザイン課 ☎346

やしお家づくりデザインマナーブックで八潮らしい街並みづくりをはじめましょう

魅力ある街並みづくりの形成には、その基本となる家づくりが重要です。このため、街並みに配慮した家づくりのマナーをまとめた「やしお家づくりデザインマナーブック」を作成しました。

「やしお家づくりデザインマナーブック」には、家づくりのコンセプトとして「つながり」を意識した家づくりを掲載しています。



やしお家づくりデザインマナーブック

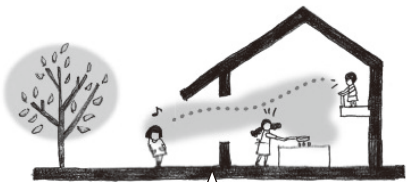
家族のつながり ～住み心地のよい 空間づくり～

家族は、コミュニティの最小単位ともいえます。家族同士のコミュニティを育みやす

いアイデアを家づくりに取り入れることで、家族のつながりを深めます。

さまざまなアクセスや回遊性を生む部屋の配置・間取りに配慮しましょう。

屋内空間のつながりに配慮しよう



吹き抜けやスキップフロアなどで断面構成に変化をつけ、部屋どうしに繋がりを持たせましょう。



地域のつながり ～くつろぎの 空間づくり～

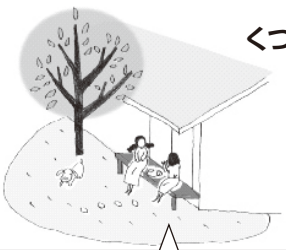
向こう三軒両隣の方々とコミュニティを育むことは、安心で安全な環境づくりにも役立ちます。また、豊かで明る

い地域コミュニティをつくるようなアイデアを取り入れることで、地域のつながりを深めます。



屋内外をつなぐ箇所に、縁側やテラスなどのくつろぎスペースをつくりましょう。

くつろぎスペースをつくろう



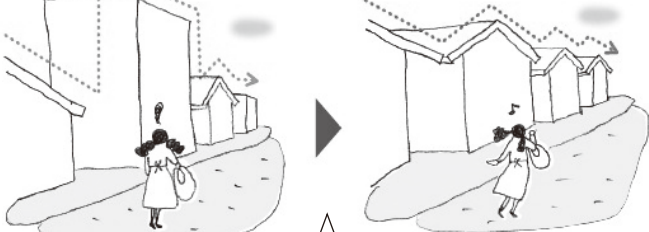
昔は縁側でお客様をおもてなしていました。友人やお隣さんが気兼ねなく集まることのできるスペースをつくりましょう。

街並みのつながり ～表情豊かな 街並みづくり～

魅力的ですてきな街並みは、いつしか私たちの大きな誇り

になるのではないでしょう。通りや街区など、街並みを意識したアイデアを取り入れることで、街並みのつながりを深めます。

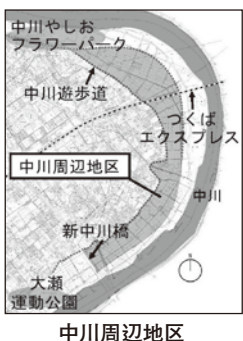
屋根のカタチに配慮しよう



屋根のカタチは、街並みの表情に大きく影響を与えます。周囲の建物の屋根と調和した形状になるよう配慮しましょう。

農づくりマナーブック ～中川周辺地区～で 農地景観を守りましょう

中川周辺地区は、市内の原風景でもある良好な農地が広がる貴重な地域です。



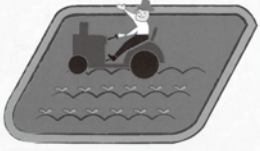
中川周辺地区

この地区を保全、活用していくため、現地調査やアンケート調査、地権者の方々のワークシヨップをもとに、「農づくりマナーブック」を作成しました。



農づくりマナーブック

マナー1 土地を持っていたり、 借りている場合 農地として利用しましょう

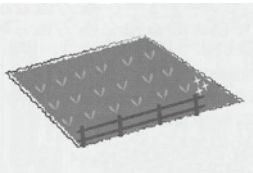


耕作放棄地や資材置き場などにしないようにしよう。

マナー2 農地に何かモノを 置いたり、つくる場合 柵には自然素材や落ちついた

「農づくりマナーブック」は、家づくりのアイデアのほか、家づくりの進め方、資金計画や住宅ローンなどの「家づくりに役立つ情報」も掲載しています。都市デザイン課窓口で配布および市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

色彩を使いましょう



農地景観になじむ木材などの自然素材を使うようにしよう。

農地には看板を極力置かないようにしよう



看板などの広告物を置かないようにしよう。

マナー3 野菜を育てたり、 散歩をする場合 農地から出た野菜くずや雑草などのゴミは畑の中で処分し ましょう



土に還るゴミは、自分の土地に埋めたり、捨てる場所を決めて処分しよう。

ペットのフンは必ず持ち帰りましょう



ペットのフンは必ず持ち帰り、リードを付けて散歩しよう。

ます。市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

今後の 取り組み予定

みんなで守る活動の推進

中川周辺地区が将来にわたって保全・活用される取り組みについて、地権者、農家、家庭菜園利用者などが主体的・継続的に話し合いができる団体が必要ことから、組織の発足に向けて、検討を行います。

景観形成基準の検討

市では、農地景観の保全と本地域の農風景をより良くしていくため、八潮市景観計画などに中川周辺地区の景観形成基準を定めることを検討しています。

八潮市景観計画を 一部変更しました

市では、平成19年に景観法に基づく「八潮市景観計画」を定め、一定規模以上の建築行為などを行う場合は、事前に景観法の規定による届け出が必要で

今回の変更では、八潮南部東土地区画整理事業地内の大規模病院建設予定地を含む約6ヘクタールの区域を「八潮南部東まちづくり推進地区特定区域」として新たに位置づけ、良好な街並み形成のための景観形成基準を定めました。9月2日から施行します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。